

大阪市立男女共同参画センター西部館
使用許可及び利用料金等にかかる要綱の特例に関する要綱

令和3年1月14日

第1条 大阪市立男女共同参画センター西部館 使用許可及び利用料金等にかかる要綱(以下「使用許可等要綱」という。)第6条第1項第1号ア中、「申請日の14日後の日」とあるのは、「施設を使用する日」と読み替える。

第2条 前条の規定は、施行の日から同年3月31日までの間に行われる使用許可の申請であって、同年6月30日までの使用にかかるものに適用する。

第3条 使用許可等要綱第9条第1項第1号中「使用日の3月前の日」と、同第2号中「使用日の1月前の日」とあるのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が理由であると指定管理者が認めるときは、それぞれ「使用する日」と読み替える。

第4条 前条の規定は、施行の日から令和3年2月7日までの使用にかかるものに適用する。

附 則 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。